

# 静岡県最低賃金 改正決定のお知らせ

社員、臨時、パート、アルバイト等の名称にかかわらず、  
静岡県内の事業場で働くすべての労働者に適用される  
「静岡県最低賃金」が改正決定されました。

なお、特定の産業には「特定最低賃金」も設定されています。

平成30年10月3日(水)から

時間額 **858** 円

御照会・御相談は、静岡労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署まで

浜松労働基準監督署 053 - 456 - 8148

磐田労働基準監督署 0538 - 32 - 2205

島田労働基準監督署 0547 - 37 - 3148

静岡労働基準監督署 054 - 252 - 8106

富士労働基準監督署 0545 - 51 - 2255

沼津労働基準監督署 055 - 933 - 5830

三島労働基準監督署 055 - 986 - 9100

三島署 下田駐在事務所 0558 - 22 - 0649

静岡労働局労働基準部賃金室 054 - 254 - 6315